

平成 21 年 7 月 23 日

第三者割当による新株式発行に関する補足説明

本日、東京証券取引所に開示させて頂いております第三者割当による新株式発行に関し、株主の皆様のご理解をより深めていただくために、下記のとおり Q&A の形式で補足説明させていただきます。

記

Q1. 国際航業ホールディングス株式会社との業務資本提携の一環なのか？

A1. はい。当社は国際航業ホールディングス株式会社との間で、業務資本提携に関して、平成 20 年 10 月 15 日付基本合意書、平成 20 年 11 月 14 日付変更契約書(以下併せて「基本合意書等」といいます。)を締結し、平成 21 年 7 月中(平成 21 年 4 月 23 日付け「業務資本提携の進捗状況についてのお知らせ」のとおり最終合意を平成 21 年 7 月末日まで延長しております。)を目処に最終合意に至るべく、協議を進めておりました。この度、資金の提供方法及び時期等の詳細な条件について合意に至り、本日公表させて頂いております第三者割当による株式の発行を行う次第となりました。本第三者割当により両社の信頼関係及び協業体制を確固たるものにし、厳しい事業環境の下でも経営改革を推し進めることができると考えております。

Q2 平成 21 年 5 月 15 日に発表された発行登録内での新株発行なのですか？

A2 はい。この発行により新株式発行枠 10 億円の内、246,349,350 円発行済みとなります。

Q3 この増資によりどのような効果があるのか？

A3 国際航業グループは測量・調査といった技術を基盤に、「空間情報」「防災」「環境」の分野を中心に付加価値の高いコンサルティングを提供しています。当社グループが有している不動産ソリューションを中心としたシステムテクノロジーやロケーションビューなどのハイブリッドマップに関する技術力と、国際航業グループが保有する空間情報取得技術、システム開発及びソリューション技術などの強みを有機的に融合させることで、両社にもたらされるシナジー効果が高いと判断しております。また、当社の自己資本を充実させ、財務基盤の強化を図ることで、当社の中長期的な企業価値向上を図れるとともに既存株主様の利益に資すると考えております。